



# 島根県報

平成23年5月24日（火）

号外 第 118 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の供用開始

（道 路 維 持 課） 2

**告 示****島根県告示第378号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年5月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	184号	飯石郡飯南町下来島3723番1地先から同3716番1地先まで	メートル 227.00	平成23年 5月24日	雲南県土整備 事務所	
〃	〃	飯石郡飯南町下来島3536番3地先から同3534番2地先まで	270.00	平成23年 5月24日		
〃	〃	飯石郡飯南町下来島3485番2地先から同3482番5地先まで	180.00	平成23年 5月24日		
〃	488号	益田市匹見町澄川イ480番2地先から同イ1710番3地先まで	250.00	平成23年 5月24日	益田県土整備 事務所	
県道	益田阿武線	益田市市原町イ637番地先から同イ381番地先まで	290.00	平成23年 5月24日		